

自転車盗難は絶対に許さない！

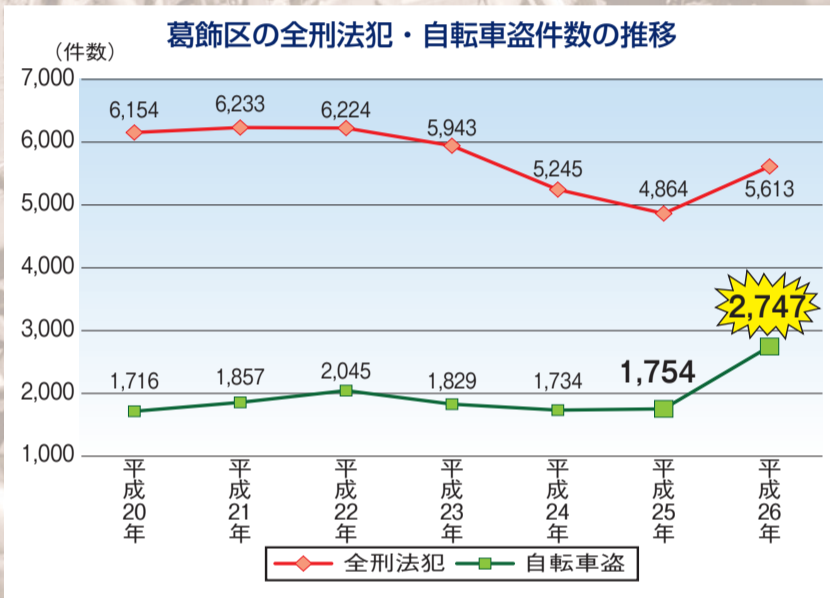
自転車を盗む行為は「窃盗罪」に当たり、10年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。

盗難の被害が増えています！

平成26年葛飾区内の自転車盗難発生件数

2,747件 (前年比約1,000件増)

平成26年は自転車盗が大幅に増加し、全刑法犯の約半数を占めました。



(葛飾・亀有警察署、警視庁統計資料)



◀自転車盗難防止の啓発のため、区と警察署で協同作成したチラシ。盗難防止キャンペーン時に、区の施設、商業施設などで配布しています。

被害件数の約6割は無施錠！

少しの時間でも自転車から離れるときは、必ず鍵を掛けましょう。

■二重ロックが効果的！

二重ロックは犯行を手間取らせることで、盗難を抑止する効果があります。種類の違う鍵を組み合わせるとさらに有効です。

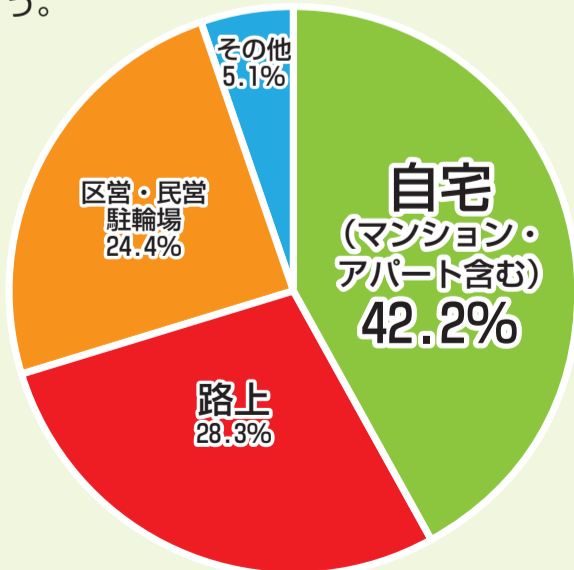


二重ロックの例

葛飾区における自転車盗難

発生場所 (平成26年)

特にマンション・アパート・大型商業施設などの駐輪場で、無施錠の自転車の盗難被害が多く発生しています。自転車がよく集まる駐輪場は、常に犯人から狙われていますので、必ず鍵を掛けましょう。



(葛飾・亀有警察署資料)

発生地区 (平成26年)

1. 亀有地区 354件
2. 東金町地区 228件
3. 新小岩地区 226件
4. 青戸地区 175件
5. 立石地区 137件

(葛飾・亀有警察署資料)

いずれも駅に近い地区です。犯人は駅からの移動手段として、周辺の家や路上に停められている自転車を狙います。



盗難に遭わないためには

- 必ず鍵を掛ける！
 - 路上には停めない！
 - 自宅では外部から見えづらい場所に停める！
 - 駐輪場でも油断しない！
- 普段から自分の自転車は自分で守るという「自衛」の気持ちが大切です。

盗難に遭った場合は、すぐに警察に届けましょう。

葛飾警察署 ☎3695-0110
亀有警察署 ☎3607-0110

盗難届を提出する前に、盗難に遭った自転車が放置され、撤去となった場合でも手数料3,000円が必要です。

【問い合わせ】
道路管理課 ☎5654-8386

